

## タブレット端末等の持ち帰り学習に関する基本ルール

- 1 貸与の条件について  
タブレット端末等の貸与を受ける児童生徒は、舞鶴市立の学校に在籍している者  
とします。転校、卒業及び市外へ転出等する際は、速やかに貸与を受けたタブレット  
端末等を返却します。
- 2 利用目的について  
貸与されたタブレット端末等は、保護者宛の「家庭学習でのタブレット端末の活用  
について」に従い、児童生徒の学習手段として利用します。それ以外の目的で利用し、  
トラブルが発生した場合の責任は保護者が負います。
- 3 利用者について  
貸与されたタブレット端末等を利用するのは、貸与された児童生徒本人及びその  
保護者であり、他者に利用させません。
- 4 設定について  
貸与されたタブレット端末については、指示があった設定変更以外は行いません。
- 5 操作履歴について  
犯罪や悪質ないじめ等につながる使用の可能性がある場合の対策やウイルスに感  
染した場合の回復等のため、舞鶴市教育委員会においてタブレット端末の操作履歴を  
保存し、閲覧することに同意します。
- 6 学習履歴について  
個人の状況に応じた学習内容を分析し提供することを目的とし、学校において児  
童(生徒)の学習履歴を保存することに同意します。
- 7 取り扱いについて  
貸与されたタブレット端末等を利用する際は、故障や破損をしないように細心の  
注意を払い、万が一故障及び破損した場合は、速やかに学校に報告します。
- 8 通信料金等について  
貸与されたタブレット端末の家庭でのインターネット接続に係る通信料金等は、保  
護者が負担します。
- 9 違反した場合について  
1から8の事項に違反した場合、貸与されたタブレット端末等を舞鶴市教育委員  
会に返却することとし、故障・破損・紛失や盗難等が「故意」または「重大な過  
失」及び「悪質」であると確認された場合は、相応の費用を弁償することを約束し  
ます。